

質疑回答書

令和7年11月26日

業務名 マイクロフィルムのデータ化業務

番号	項目	質疑事項	回答
1	仕様書5頁 2 スキャニング概要 2.1 スキャニング対象のフィルム	「ただし、イメージマーク形式のフィルムが含まれていた場合は、別途協議の上対応を定めるものとする。」 との記載がありますが、イメージマーク形式（ブリップマーク）によって、スキャニング画像を作成する為の障害はないと考えております。 特段の阻害要因などがあるのでしょうか？	イメージマーク形式（ブリップマーク）の有無により、作業工程や作業時間に変更が生じる場合につきましては、協議のうえ対応方針を定める想定であります。特段、イメージマーク形式（ブリップマーク）によって支障が生じないようであれば、問題ございません。